

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

竜王町長

市町村名 (市町村コード)	竜王町 (253847)	
地域名 (地域内農業集落名)	川守 (川守)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月29日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在、川守の総農用地の85.4%を認定農業者が耕作しています。また水稲の個人農家6戸と野菜農家1戸が個人経営されています。個人農家の高齢化と農業機械の老朽化、また集落営農法人の構成員も高齢化が進んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲について、認定農業者への集積・集約を推進する。
現在行なっている水稲、麦・大豆を主要作物としてブロックローテーションを基本に農業経営を維持・推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	59.20 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	59.20 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
継続して集落での話し合いを行い、目標地図の見直しを行うなかで、担い手を中心に農地の集積・集約化の取り組みを進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
目標地図に基づいた農地中間管理機構を通じた農地の賃借契約を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
小規模農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を計画的に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外より多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、相談から定着迄取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
集落内の担い手、集落農業法人が受託できない場合は、農作業委託への取り組みも検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ②環境こだわり農業の取組みを継続・拡大する。
- ⑦農業用水路、排水路、農道の保全・管理を行う。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮のうえ、農業用施設の集約化を進める。